

騒音規制法に規定する特定施設

特定施設の種類	
1	金属加工機械
イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き，混練機の混練容量が0.45立法メートル以上のものに限る。）
ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって，原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ハ	碎木機
ニ	帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの，木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ホ	丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上のもの，木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ヘ	かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）

振動規制法に規定する特定施設

特定施設の種類	
1	金属加工機械
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く）
	ロ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
	ハ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤフォーマリングマシン
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）